

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年6月1日（平成27年（行情）諮問第329号）

答申日：平成28年4月27日（平成28年度（行情）答申第32号）

事件名：特定会社等に対する不利益処分の差止め等に関する訴訟の関係書類の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、近畿運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成26年10月24日付け近運総広第92号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

処分庁には、法6条1項の規定により、不開示情報を除いた部分を開示する義務がある。

処分庁は、平成26年5月30日付けの開示請求に対し、5か月近くも本件処分を行わなかった。法10条違反で、審査請求人の知る権利を侵害するものである。審査庁には、迅速な審理を求める。

（2）意見書

ア 処分庁は、審査請求人の開示請求に対し、法10条1項で規定する期間（30日）に開示決定等を行わなかった。同条2号の延長の通知もなかった。

さらに、本件審査請求に対し、審査庁（国土交通大臣）は審査会への諮問を速やかに行わなかった。処分庁と審査庁に不当な対応をされている。

審査庁が理由説明書で主張している不開示理由は、要するに訟務で多忙であるからということになる。しかしながら、訟務をかかえているからといって、法に基づく開示請求に対し長期間放置したり、開示しなかったりすることは、認められない。

イ 処分庁の不開示決定の通知書には、不開示部分の詳細が記載されていない。審査請求人は、本日、審査会から審査庁の理由説明書の送付を受けて初めて不開示部分の詳細を知った。しかしながら、理由説明書は、審査会あてのものであって、審査請求人あてのものではない。審査請求人は、なお、不開示部分の詳細を書面で知らされず、行政手続法8条に違反している状況である。一旦、本件処分は取り消されるべきと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、別紙の1に掲げる文書の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書が訴訟係属事件の行政文書であったため、法5条6号口の「争訟に係る事務」に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとして不開示決定を行った。
- (3) これに対し、本件審査請求は、不開示情報を除いた部分の開示を求め、諮問庁に対し提起されたものである。

2 本件開示請求について

(1) 本件開示請求

本件開示請求において求めている文書は、国を一方当事者とする特定訴訟係属事件（以下「本件事件」という。）に係る、次の文書である。

- ① 特定会社らが現行運賃に対する近畿運輸局の運賃変更命令の差止めを特定地方裁判所に求めた申立書
- ② 特定地方裁判所が仮の差止めを決定した決定書
- ③ 国が抗告した文書一式（供覧文書、決裁文書、他府省とのやりとりした内容が分かる文書を含む。）

(2) 本件事件の概要

本件事件は、一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を営む特定会社らが、処分庁に届け出た運賃について、処分庁が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「特措法」という。）16条1項に基づいて公表したタクシー事業に係る旅客の運賃の範囲内でないことを理由として、特措法16条の4第3項に基づく運賃変更命令、輸送施設の当該タクシー事業のための使用の停止及び事業許可の取消し（以下「本件不利益処分等」という。）の差止め等を求める事件（以下「本案事件」という。）を提起するとともに、本件不利益処分等の仮の差止めを求めた事案である。

(3) 本件事件の経緯

- ① 特定会社らは、特定年月日A、特定地方裁判所に本案事件を提起するとともに、本件事件の申立てをした。

② 特定地方裁判所は、特定年月日B、本件不利益処分等の一部について、本案事件の第一審判決の言渡しから60日を経過する日までの間、仮の差止めを認容したことから、これを不服とする国が特定年月日C、即時抗告した。

③ 特定高等裁判所は、特定年月日D、国の即時抗告を棄却する決定をし、同決定は、特定年月日Eの経過により確定した。

④ 本案事件は、特定地方裁判所に係属中である。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

原処分では、本件対象文書を不開示とした。これに対し、審査請求人は、不開示情報を除いた部分の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。また、上記2(3)③のとおり本件事件は原処分後に確定したことから、これを踏まえ、本件対象文書を開示した場合の不開示部分の不開示情報該当性についても併せて検討する。

(1) 原処分の妥当性について

本件対象文書は、原処分を行った時点において係属中であった裁判に関するものであり、全体として争訟に係る事務に関する文書である。そして、その記録が公にされた場合、係属中の訴訟に不必要な混乱をもたらすおそれがあるというべきである。

なお、本件対象文書のうち、国の訟務事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と、支障が全くないと考えられる情報とを分類したうえで、不開示情報を除いた部分を開示とするという方法も考え得るところである。

しかしながら、かかる分類作業ないし判断は必ずしも容易とはいえない上、上記判断を行うには、訟務を担当する職員に対し、国の訟務事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、本件対象文書を構成する各文書の一つ一つを確認させたいという意見を聴くことを要する。本件事件が、本案事件よりも短期間で訴訟進行していく仮の差止め申立てに係る裁判であることも考慮すると、上記のような確認及び検討作業を、現に係属中の本件事件を担当する職員に課すことは、同職員の訟務事務への専念を妨げ、国の訟務事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというべきである。

よって、法5条6号ロにより、不開示としたことは妥当である。

(2) 本件対象文書を開示した場合の不開示情報該当性について

現時点において、諮問庁としては、本件対象文書(文書1ないし文書11)について、以下の部分を不開示とした上で開示することが妥当であると判断する。

① 訴訟の相手方らの従業員数及び売上高について

文書1における、訴訟の相手方らの従業員数及び売上高については、当該法人の経営状況に関する情報であり、一般に入手可能なも

のとは認められず、当該情報が公にされた場合、競合他社や取引先による当該法人の経営状況等の分析が可能となり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして不開示とすべきである。

② 訴訟の相手方代理人の印影について

文書1ないし文書3における、訴訟の相手方代理人の印影については、弁護士たる各代理人が弁護士業務を遂行する上で使用している印鑑による印影であるものと認められ、事業を営む個人の当該事業に関する情報に当たる。各代理人の印章は、弁護士としての資格に基づき、当事者等の依頼等により、訴訟事件等の法律事務を行うに当たって作成する特定の書類に限定して押捺されるもので、その印影は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、その形状が一般に公にされているとまでは認めることはできないと言うべきである。

したがって、上記各印影は、これを公にすると、偽造・悪用され、その結果、上記各代理人の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすべきである。

③ 訴訟の相手方らのうち、個人事業者の住所及び氏名について

文書1、文書2、文書4、文書5及び文書11における、訴訟の相手方らのうち、個人事業者の住所及び氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人識別情報（法5条1号）に該当するので、不開示とすべきである。

④ 法務局の職員の直通電話番号及びファックス番号について

文書5における、法務局の職員の直通電話番号及びファックス番号については、国の事務に関する情報で、一般に公開されていないものであり、公にすることにより、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすべきである。

⑤ 上訴の要否に係る理由について

文書6における上訴の要否に係る理由については、訴訟の対応方針の決定に関する内部情報であり、これを公にすれば、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるから、法5条6号ロに該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、不開示とすべきである。

⑥ 特定事件の事件番号について

事件番号は、各裁判所において事件ごとに付されている番号で、対象訴訟を特定するものであり、当事者が個人である場合に、他の

情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、個人識別情報（法5条1号）に該当するので、原則として開示しないが、最高裁判所のホームページ等で公開されているものについては、開示しても支障ないものと判断した。

しかしながら、文書9及び文書10における事件番号は、公にされていないことから不開示とすべきである。

⑦ 法人等の印影について

文書11における法人等の印影については、これを公にした場合、印影が偽造等により悪用されるおそれがあることから、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして不開示とすべきである。

⑧ 訴訟の相手方の従業員の肩書及び氏名について

文書11における訴訟の相手方の従業員の肩書及び氏名については、特定会社の特定の社員を識別することができる個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人識別情報（法5条1号）に該当するので、不開示とすべきである。

4 結論

以上のことから、諮問庁としては、原処分は処分当時においては妥当であったが、本件事件が確定した現時点においては、原処分を取り消し、前述3に示した内容を不開示としたうえで本件対象文書を開示とする新たな処分を行うことが妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年6月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月10日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月15日 審議
- ⑤ 平成28年3月29日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年4月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件事件に係る文書の開示を求めたものであり、本件対象文書は、具体的には、別紙の2に掲げる文書1ないし文書11である。

処分庁は、本件対象文書が訴訟係属中の事件に係る行政文書であったため、法5条6号口の不開示情報に該当するとしてその全部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して審査請求人は、原処分を取り消し、不開示情報に該当しない部分については開示すべきであるとしている。

諮問庁は、理由説明書において、本件事件が確定した現時点においては、

原処分を取り消し，5条1号，2号イ並びに6号柱書き及びロに該当する部分を不開示とした上で，その余の部分を開示する新たな処分を行うことが妥当であるとしている。

以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

理由説明書において諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，以下の（1）ないし（8）の部分である。

（1）文書1における訴訟の相手方（法人）らの従業員数及び売上高について

当審査会事務局職員をして確認させたところ，時点や集計単位が異なるものの，当該部分と同様の情報が法人のホームページに掲載されていることが認められた。

このため，当該部分は法人自らが公にしている情報であると認められ，これらを公にしても，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当せず，開示すべきである。

（2）文書1ないし文書3における訴訟の相手方代理人（弁護士）の印影について

訴訟の相手方代理人（弁護士）の印影は，その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有するものであることから，これらを開示すると，当該弁護士の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

（3）文書1，文書2，文書4，文書5及び文書11における訴訟の相手方のうち，個人タクシー事業者の氏名及び住所（郵便番号を含む。）について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，個人タクシー事業者は，原則として住所と営業所が同一であるとのことであるから，当該部分は，一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，法に基づく開示請求を受けた場合，個人タクシー事業者の事業者に関する情報（氏名及び住所（市町村の区名までの表記に限る。））については，通常，開示しているとのことであった。

そうすると，個人タクシー事業者の氏名及び住所（市町村の区名までの表記に限る。）については，公表慣行があると認められるところ，

本件において、諮問庁における通例の取扱いと異なり、個人タクシー事業者の氏名及び住所（市町村の区名までの表記に限る。）を不開示とすべき特段の事情は説明されていないことから、本件の個人タクシー事業者の氏名及び住所（市町村の区名までの表記に限る。）について、公表慣行の存在は否定されず、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

ウ その余の部分（住所のうち、地番等の市町村の区名以下の表記部分及び郵便番号）については、法5条1号ただし書ロ及びハに該当する事情は認められず、法6条2項による部分開示について検討すると、個人識別部分である氏名を開示することから、部分開示の余地はない。

したがって、その余の部分（住所のうち、地番等の市町村の区名以下の表記部分及び郵便番号）については、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書5における法務局の職員の直通電話番号及びファックス番号について

当該電話番号及びファックス番号は、一般に公開されていないものであることが認められ、公にすることにより、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡等に支障を来すおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 文書6における理由欄について

当該部分には、訴訟の一方当事者である国側の訴訟対応方針に係る検討内容が具体的に記載されていることが認められ、当該部分を公にした場合、当該部分に記載されている、訴訟の一方当事者である国側の訴訟対応方針に係る検討内容が具体的に明らかになり、どの段階でどのように対応するかといった国の訴訟における内部的な情報が明らかにされることで、今後の国の争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 文書9及び文書10における特定訴訟の事件番号について

ア 民事訴訟事件の記録は「何人も」閲覧請求をすることができるとされているため、事件番号を知ることにより、当該閲覧制度を利用して当該事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載された訴訟当事者又は関係者である個人を特定できることとなる。このことを背景に、諮問庁は本件の事件番号について、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する旨説明している。

イ しかしながら、本件の事件番号は、仮の差止め請求に係る事件番号であり、民事保全法5条では、事件記録を閲覧することができるのは利害関係者に限定されていることから、それ以外の一般の者にとって、

本件の事件番号が法5条1号本文前段の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当するとは認められない。

また、利害関係者が本件の事件記録を閲覧することによって、訴訟当事者又は関係者である個人を特定することになるとしても、当該利害関係者は、特定される当該個人が本件の事件記録に記載されていることを、民事保全の手續の中で既に承知していることから、本件の事件番号は、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとも認められない。

したがって、本件の事件番号は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(7) 文書11における法人等の印影について

当該部分については、上記(2)と同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(8) 文書11における訴訟の相手方(法人)の従業員の氏名及び肩書きについて

当該部分は、一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項による部分開示について検討すると、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、本件開示請求について、法10条1項に規定する開示決定等の期限を過ぎているにもかかわらず、開示決定等を行っておらず、また、同条2項に基づく期限延長の通知も行っていなかった。

このような処分庁の対応の遅れは、法の規定に反した不適切な措置であるといわざるを得ず、今後は、法の制度趣旨を十分に理解した上で迅速かつ適切な対応をすべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条6号ロに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びロに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表に掲げる部分は同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びロの

いずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同条1号，2号イ並びに6号柱書き及びロに該当すると認められるので，不開示とすることは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

1 本件開示請求

特定会社らが現行運賃に対する近畿運輸局の運賃変更命令の差止めを特定地方裁判所に求めた申立書, 特定地方裁判所が仮の差止めを決定した決定書, および, 国が抗告した文書一式 (供覧文書, 決裁文書, 他府省とのやりとりした内容がわかる文書を含む。)

2 本件対象文書

- 文書 1 仮の差止め申立書
- 文書 2 訂正申立書
- 文書 3 訂正申立書
- 文書 4 決定書
- 文書 5 即時抗告状
- 文書 6 上訴の要否について
- 文書 7 訴訟を行う職員の指定について
- 文書 8 指定代理人の指定
- 文書 9 抗告理由書
- 文書 10 証拠説明書
- 文書 11 疎乙 16～疎乙 17 証拠 (物価安定政策会議総会議事要旨 (第 40 回・41 回))
疎乙 18 証拠 (タクシー問題についての現時点での考え方)
疎乙 19 証拠 (第 171 回国会衆議院国土交通委員会議録第 23 号)
疎乙 20 証拠 (タクシー運転者と全産業労働者の年間所得等の推移 (男性))
疎乙 21 証拠 (特定都道府県のタクシーの現状について)
疎乙 22-1 証拠 (運輸局別の下限割れ運賃状況 (法人事業者数))
疎乙 22-2 証拠 (ハイヤー・タクシー年鑑 (2014))
疎乙 22-3 証拠 (運輸局別の下限割れ運賃状況 (法人事業者数))
疎乙 23 証拠 (第 185 回国会参議院国土交通委員会議録第 6 号)
疎乙 24 証拠 (要請書)
疎乙 25 証拠 (第 185 回国会国土交通委員会議録第 3 号)
疎乙 26 証拠 (下限割れ運賃届出状況)
疎乙 27 証拠 (遠距離割引申請状況)
疎乙 28 証拠 (深夜早朝割増廃止事業者及び廃止申請事業者 (特定市域))

疎乙 29 証拠（業界紙記事）

疎乙 30 証拠（業界紙記事）

疎乙 31 - 1 ~ 疎乙 31 - 2 証拠（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃変更届書）

別表

文書番号	開示すべき部分
文書 1	訴訟の相手方らの従業員数及び売上高
文書 1, 文書 2, 文書 4, 文書 5 及び文書 1 1	訴訟の相手方らのうち, 個人事業者の氏名及び住所 (市町村の区名までの表記に限る。)
文書 9 及び文書 1 0	特定事件の事件番号